

「専門実践教育訓練給付制度」について

本校は令和5年4月から「専門実践教育訓練講座」の指定を受けます。

専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たすと、雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練を受講した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部に相当する額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

支給条件や手続きに関する詳細は、厚生労働省のホームページまたはお近くのハローワークでお尋ねください。

令和5年2月7日

京都第二赤十字看護専門学校